

政教分離の原則と宗教教育 (一)

The Principle of the Separation of Religion and Politics and Its Implications on Religious Education (1)

橋 本 一 雄

Hashimoto Kazuo

キーワード：政教分離原則、シティズンシップ教育、多文化主義、宗教教育

はじめに

- 一 戦後教育裁判における公教育の宗教的中立性をめぐる争点 (以上、本号)
 - 二 教育基本法における「宗教教育」の射程 (以下、次号)
 - 三 市民性教育としての「宗教教育」論
 - 四 新たな宗教的中立性の意義
- おわりに

はじめに

(1) 問題の所在

政教分離原則を採用する国家において、その現象がもっとも端的に現れるのは公教育の場面である¹⁾。宗教との分離を前提とする国家では、公教育にも厳格な宗教的中立性が求められ、そこでは、絶えず宗教の取り扱いをめぐる論争が提起されてきた。

この際、政教分離原則をめぐる憲法訴訟の争われ方には、樋口陽一が提示するように、次の二つの類型がある。

一つは、内閣総理大臣の靖国神社参拝問題等、わが国における典型的な政教分離をめぐる憲法訴訟の構図が示すように、当該国家行為に対して、国民の「信教の自由」を確保するために政教分離が主張されるという場合である。ここでは、国家の、より厳格な政教分離への姿勢が求められ、政教分離原則を「信教の自由」を保障するための制度的保障として捉える立場から、樋口は、この両者の関係を「順接続」の関係と説明する²⁾。

一方、フランスの政教分離原則確立の過程に示されるように、国家が政教分離原則を堅持し

ようとする結果として、国民の「信教の自由」の侵害が争われる場面もある。フランスでは、第三共和制期に政権を掌握した共和派が、カトリック教会勢力の、権力からの駆逐を目的として、政教分離を意味するライシテ (laïcité) の原則が確立され、以降、とりわけ、カトリック教会からは「信教の自由」の保障を目的とした、公教育における緩やかな政教分離原則の適用が求められてきた³⁾。「信教の自由」の保障のために、より緩やかな政教分離原則の適用を求めこの両者の関係は、樋口によって、前者に対しての「逆接続」の関係と説明される。

公教育の宗教的中立性をめぐる論争もまた、この二つの類型に分類することができる。

このうち、前者は、公教育における「宗教教育」実施の可否およびその方法をめぐる論争である。公教育における宗教の取り扱い、憲法第20条第3項が「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」ことを規定し、教育基本法第15条第2項がそれを具現化して、「特定の宗教のための宗教教育」を禁止していることから、国公立学校において、特定宗教のための教義等を一義的に教えることは禁止される旨の解釈が導かれるものの、特定宗教のためではない、宗教に関する知識や宗教的情操教育といった教育を行うことは許されるのか否かが、法解釈上の争点とされてきた。

他方、戦後の教育裁判において、子どもの学習権や「信教の自由」の保障をめぐって争われ、今日、公教育の宗教的中立性をめぐる主要な争点とされているのは後者である。ここでは、国公立の学校において、日曜日の授業参観の実施や剣道実技等が子どもの宗教的な事情や信念と対峙する際、教育基本法第15条第1項は、「宗教に関する寛容の態度」や「宗教の社会生活における地位」を「教育上尊重されなければならない」ものとし、宗教の存在を軽視または無視するのではなく、社会生活における宗教の必要性を容認しているものと解釈されることから⁴⁾、学校側は、公教育の宗教的中立性と子どもの信教の自由の調和をいかに図るべきかという問題が提起されている。

2006年に改正された教育基本法は、第15条に宗教教育に関する規定を置き、その第1項で、教育において尊重されるべき対象として、新たに「宗教に関する一般的な教養」が付け加えられた。同法の改正を受けて改訂された中学校学習指導要領では、地理における内容の取り扱いとして、「生活と宗教とのかかわりなどに着目させるようにする」、歴史では「宗教のおこり」として、「仏教、キリスト教、イスラム教などを取り上げ、世界の文明地域との重なり気付かせるようにする」、公民においては、「科学、芸術、宗教などを取り上げ、社会生活とのかかわりなどについて学習できるように工夫を行うこと」など、主として社会科教育において、「宗教」に関する新たな取り扱いが散見されるようになった。

しかしながら、こうした「宗教」の扱いは、公教育の宗教的中立性をめぐるこれまでの学説や判例の姿勢とは一線を画するものである。元来、公教育の宗教的中立性を規定する教育基本法の解釈においては、あらゆる宗教を差別化することなく、また、宗教を持つ／持たない自由をもそれぞれ公平に取り扱うために、公教育は、可能な限り宗教的価値に介入すべきではないとする学説が有力視されており、公教育の宗教的中立性を前提とする国公立学校において、宗教教育をいかに実践しうるのかという課題は、今日改めて検討を要する課題であると思われる。

る。

そこで、本稿では、戦後の教育裁判における公教育の宗教的中立性をめぐる争点の推移に着目しながら、多様な価値を前提とする現代社会において、公教育の宗教的中立性がいかに定義されうるのかを検討したい。

(2) 検討の方法

本稿では、まず一で、戦後の教育裁判において、公教育の宗教的中立性をめぐる争点がどのように位置づけられてきたのか、その推移をみる。公教育の宗教的中立性をめぐる主要な争点は、1980年代まで、戦前の神道と結びついた国家主義的な教育の復興の回避を目的として、学校教育における宗教の取り扱いがどこまで許されるのかという、宗教教育の是非をめぐる二項対立的な論争に終始してきた。しかしながら、1980年代に「日曜日参観訴訟」が提起され、1990年代に至って「剣道実技拒否事件」が、「信教の自由」と政教分離原則という憲法的価値の対立をめぐる問題として改めて注目されるようになると、学校教育において、宗教の少数者の「信教の自由」はどこまで保障されるべきかが主要な争点として位置づけられるようになった。そこで、公教育の宗教的中立性の捉えられ方がどのように推移してきたのか、まずは、戦後の教育裁判における展開を概観する。

二では、公教育と宗教との関係を規定する教育基本法の解釈をめぐる論点を整理し、2006年の改正教育基本法における「宗教に関する一般的な教養」の意義について検討する。教育基本法の解釈上、学説・判例では、国公立学校において、特定宗教のための一義的な宗派教育が禁止されるとする点に争いはなく、ここで問題となるのは、特定宗教から独立した「宗教知識教育」や「宗教的情操教育」等を行うことが、憲法や教育基本法上容認されるか否かという点である。一で検討した公教育の宗教的中立性に関する現代的な意義を踏まえ、このことの意義について考察したい。

また、三は、公立学校における女子生徒のスカート着用が、公教育の宗教的中立性を意味するライシテの原則に反するか否かをめぐり問題となったフランスの近年の教育法制を比較検討し、学校教育において脱宗教化した「宗教知識教育」を実施することの意義についての検討である。フランスでは、2005年に教育法典(Code de l'éducation)が改正され、教育課程には新たに「宗教知識教育」が導入された。脱宗教化を前提とするフランスの公教育において、教育課程に「宗教知識教育」が導入されるまでの経緯を辿り、公教育のライシテの原則と「宗教知識教育」とが立つ「緊張」関係を踏まえ、その意義を明らかにする。

そして、四では、上記の考察から導かれる公教育の宗教的中立性の意義を検討し、公教育の宗教的中立性と宗教教育との関係について、本稿におけるまとめを提示したい。

一 戦後教育裁判における公教育の宗教的中立性をめぐる争点

(1) 宗教教育をめぐる法解釈論上の争点

1) 1947年教育基本法の制定過程

公教育の宗教的中立性と宗教教育との関係をめぐる問題は、そもそも、1947年教育基本法の制定に関わった教育刷新委員会における審議の争点とされた。戦前の国家と神道との結びつきによってもたらされた国家主義的な教育体制の再構築を避けるべく、同法案の「宗教教育」に関する審議過程での主要な争点は、一つに、子どもの「思想・良心の自由」を保障する結果として、無宗教者や反宗教者に対しての「信教の自由」をいかに保障するかという点であった。

1947年教育基本法の原案作成を担った教育刷新委員会においては、「教育根本法」の制定に向けての実質的な議論が始められた第3回の総会（1946年9月20日）以降、この点に関しての審議が断続的に行われ⁵⁾、その原案として、1946年11月29日の第13回総会で提示された「教育基本法案要綱案（参考案）」においてその骨子が示されることとなる。この要綱案は、同法の審議が付託された同委員会第一特別委員会によって作成されたものであり⁶⁾、宗教教育に関しては、「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない。但し官立の学校は、特定の宗派的教育及び活動をしてはならない」ことが規定されていた。

この際、教育刷新委員会が提示した上記の「教育基本法案要綱案（参考案）」において、「宗教的情操の涵養」が謳われたのは、国家神道を宗教とはみなさない戦前の教育体制において、宗教的情操教育は特定宗教から独立した概念として位置づけられており、宗教的情操教育が、国家神道が廃止され、政教分離原則が確立した後も継続して主唱しうる普遍的な概念として見なされたためである。

その布石として、文部省は、1945年9月15日付で発表した「新日本建設の教育方針」において、宗教的情操を涵養し、それを啓発することによって新国家の建設に立ち上がる方針を示すとともに、1935年11月28日付で発布された「人格ノ陶冶ニ資スル為」に特定宗派に偏ることのない宗教的情操教育を奨励する文部次官通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」の効力について、1945年10月15日の国民教育局長発信文書で、上記の1935年文部次官通牒が有効であるとの見解を示し、宗教的情操教育を媒介とした国家建設のための教育方針を相次いで打ち出していた⁷⁾。

1945年12月15日に発令された神道指令（連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第三号）によって国家神道を廃し、政教分離原則の確立が謳われたことによって、国家神道を媒介としたそれまでの国家主義的な教育体制の原理的な見直しの方針が示された一方、翌年5月に召集された第90帝国議会（衆議院）において、8月8日に「宗教的情操に関する決議」が行われ、学校教育における「宗教的情操ノ陶冶ヲ尊重」する方針が示されたことも、教育刷新委員会が当初提示した「教育基本法案要綱案（参考案）」において、「宗教的情操の涵養」を重視する姿勢が打ち出された背景の一つとして指摘することができる⁸⁾。

しかしながら、「教育基本法案要綱案（参考案）」の提出と並行して、同年の11月から始まった文部省とGHQにおいて教育政策等を担当した民間情報教育局（Civil Information and Educational Section = CIE）および内閣法制局との要綱案検討の過程において、「宗教的情操の涵養」の文言が削除され⁹⁾、教育刷新委員会第25回総会（1947年2月12日）に提出された「教育基本法案草案」では、「宗教に対する寛容の態度」および「宗教の社会生活における地位」

を教育上尊重しなければならないとする条項に修正されたうえで提案されることとなった。

さらに、同年3月12日に政府が提出した1947年教育基本法となる「教育基本法案」では、「教育基本法案」において「宗教に対する」とあった文言が、「宗教に関する」とも改められている。この修正の過程に関しては、同年3月14日の第92帝国議会衆議院教育基本法案委員会において、文部省調査局長の辻田力が、「宗教を信じておる者相互における寛容の態度を包含することはもちろん」、「反宗教者、無宗教者に対する寛容の態度も」包含するものであるとの政府答弁を行い¹⁰⁾、当該の修正が、憲法第20条で保障される「信教の自由」が、宗教を「信じる自由」とともに、「信じない自由」をも保障することとの整合性を図るためのものであるとの説明がなされている。こうして、「宗教的情操の涵養」という文言は削除され、「宗教に関する寛容の態度」そして「宗教の社会生活における地位」を尊重することとして、教育基本法における信教の自由の保障が規定された。

一方、1947年教育基本法の宗教教育規定に関する二つめの争点は、同法が、「特定宗教のための」宗教教育を限定的に禁止していることの反面解釈として、特定宗教のためではない宗教教育は許容されるのか、許容されると理解する場合、それはどのような形で実現可能かという点である。

この点に関しては、教育刷新委員会で当初提示された「教育基本法案要綱案(参考案)」において、すでに「特定の宗派的教育」を禁じる1947年教育基本法と同様の規定が見受けられ、上記の立法過程における修正は、「宗派」という文言が「宗教」に置換されたのみである。この当初の参考案において「特定の宗派的教育」を禁じていたのは、「宗教的情操の涵養」の概念と同様、戦前の法令の流れを汲んだものである。

その直接的な起源は、1899年8月3日付の文部省訓令「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムル件」であり、この訓令によって、私立学校の教育課程における宗教教育および学校において宗教的儀式等を行うことが禁止された。明治政府がこの訓令を発した背景には、同年7月27日付の内閣省令第41号で「神仏道以外の宣教宣布並堂宇会堂に関する規定」を定め、キリスト教の宗教としての地位を確認すると同時に、学校教育を宣教活動の一部と位置づけるキリスト教の拡大を阻止する目的があった¹¹⁾。その後、同訓令を踏まえて、上記の1935年文部次官通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル件」が発せられ、ここに宗教的情操教育の奨励が謳われていることから、神道を宗教とはみなさない国家神道体制のもと、一連の措置が、学校教育において神道の独占的地位の確立を目的とするものであったと見るができる¹²⁾。この意味で、戦前の宗教教育の禁止規定は、キリスト教など、特定の宗教を射程に入れたものであった点が特筆されよう。

教育刷新委員会が当初提出した「教育基本法案要綱案(参考案)」において、「宗教的情操の涵養」が謳われ、「特定の宗派的教育」を禁止する規定が設けられたのも、大日本帝国憲法下において、政教分離原則はすでに確立された概念であるという認識のもと、1945年の神道指令によって国家神道が廃止された後にも、当該の宗教教育規定が、学校教育における普遍的原則としてみなされたためである¹³⁾。

また、この際、教育刷新委員会第25回総会に提出された「教育基本法案要綱案」において、「宗派」という文言が「宗教」へと修正されたのは、上記の文部省とCIEおよび内閣法制局による討議の過程で、「特定の宗派的教育」という限定的な解釈がなされる文言に比べ、「特定の宗教のための教育」とすることにより、その射程を広げることが目的とされたためであった¹⁴⁾。

2) 宗教教育規定に関する法解釈上の争点

こうして成立した1947年教育基本法の宗教教育規定に関する法解釈上の争点は、教育基本法案要綱案(参考案)の提出以降、1947年教育基本法が成立するまでの一連の修正過程をどのように解釈に結びつけるかという点にある。

この修正過程を、公教育における宗教の取り扱いを原則として全面禁止する趣旨であると捉えるのが山口和孝である。山口は、1947年教育基本法に示された宗教教育に関する姿勢を「宗教的価値相対主義」の姿勢を示したものと評する¹⁵⁾。これは、「宗教(信仰)の世界は本質的に国家(権力)から無関係でなければならない」とする政教分離原則に関しての憲法学の「厳格分離説」を援用して、あらゆる宗教を序列化せず、宗教を信じる／信じない者を平等に取り扱うことが立法者の意思であると考え、「宗教の社会生活における地位」を教育上尊重するという条項は、宗教の必要性や重要性を意味するのではなく、宗教の歴史的事実や、思想・文化に果たした役割など、その客観的な事実に関する取り扱いを含め、国公立学校における宗教の取り扱いを全面的に禁ずる条項であるとして¹⁶⁾、「国家は宗教の存在を含めて、いかなる宗教的価値にも関心を持ってはならない¹⁷⁾」という結論を法解釈として導く。

この際、教育基本法が「特定宗教のための宗教教育」を禁じるのに対し、日本国憲法第20条第3項では、限定句をつけずに「宗教教育」を禁止している点について、当該の規定は、宗教的情操を含み、包括的に宗教教育を禁ずる条項であると理解される以上、教育基本法が禁止対象を限定している点を「憲法との矛盾をはらむ」ものとして位置づける¹⁸⁾。山口の法解釈の特徴は、後に述べるように、マルクス主義の影響を受けながら¹⁹⁾、当該条項の修正過程に無宗教者や反宗教者への配慮を深く読み込み、そのことを理由として、宗教的価値への一切の不介入の姿勢を貫こうとする点である。

他方、こうした解釈に対置されるのは、杉原誠四郎、そして立法過程に加わった田中耕太郎の解釈である。

杉原は、教育基本法の宗教教育規定を、「信仰を前提とした信者だけの宗教儀式や宗教活動は公立学校で禁止されるが、社会の中の宗教文化には、信仰を強制することは避けながら、ふんだんに触れさせなければならない」として、宗派教育および信仰の強制とはならないよう留意しつつ、当条項を、世俗化した宗教文化を学校教育で取り扱うことの必要性を認めた条項として捉えている²⁰⁾。

杉原の法解釈の基礎となるのは、教育基本法案要綱案(参考案)における立法思想である。上述のように、同要綱案(参考案)は、文部省官房審議室が作成し、第3回の教育刷新委員会総会に提示されたものだが、この要綱案(参考案)の作成にあたっては、当時の文相田中耕太郎の意思が強く反映されており²¹⁾、同案の制定過程において、一貫して宗教的情操の涵養を重

視する姿勢を示した田中の思想が、この規定の淵源にあると捉える。

そのうえで、杉原は、宗教教育規定に関する一連の修正過程について、山口とは異なる視点を提示している。すなわち、「教育基本法案要綱案」から「教育基本法案」への修正過程において、「宗教的情操の涵養」を「重視しなければならない」とあった条文は、文部省とCIEおよび内閣法制局との折衝を経て、「宗教的情操の涵養」の文言が削除され、「宗教に関する涵養の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」という条項へと修正されることとなるが、大幅に修正されたこの条項は、この法案と同時期に作成が進められていた『学習指導要領・社会科編Ⅱ(試案)』の規定をもとに、CIEが教育基本法の条文案として提示したものであり、そもそも、この学習指導要領(試案)の宗教教育に関する規定は、アメリカのヴァージニア州における1943年版ヴァージニア・プラン(State Board of Education; *Course of Study for Virginia Elementary Schools; Grade I - VII*, 1943)の宗教教育規定をもとに起草されたものであるという指摘である²²⁾。

周知のように、わが国において、戦後、策定されることとなった学習指導要領は、アメリカのCourse of Studyを範として作成されたものであり、その際、試案作成にあたって参照されたいくつかのCourse of Studyのうち、社会科の試案作成にあたって、ヴァージニア州の上記1943年版のヴァージニア・プランが中心的な役割を果たしたことは、すでに先行研究によって指摘されるどころである²³⁾。

杉原は、勝田守一を中心とするメンバーによって作成され、CIEに提出された『学習指導要領・社会科編Ⅱ(試案)』が、上記の1943年版ヴァージニア・プランをもとに作成されたものであり、同試案における宗教教育の規定が、CIE側が提示した教育基本法案の宗教教育規定と内容的にはほぼ符合すること、そして、『学習指導要領・社会科編Ⅱ(試案)』がCIE側に提出された後に、教育基本法案の宗教教育規定が大幅に修正されているという時系列をもその証左として示し、1947年教育基本法案の宗教教育に関する一連の修正過程を法解釈に反映させる際には、上記の1943年版ヴァージニア・プランにおける宗教教育の取り扱いを踏まえる必要があると説く²⁴⁾。そして、ヴァージニア・プランにおいて散見される宗教教育の意義こそが、同条項の趣旨として理解されるべきであり、それは、宗教に関するあらゆる価値判断を回避するために、宗教的価値への不介入を宣言するものではないことを主唱している。

杉原が指摘するように、教育基本法案における宗教教育規定が、帝国議会への法案提出の直前にCIEの指示によって変更されたことは、1947年教育基本法制定に関わる史料からも確認することができる。「教育根本法」の制定に関連する案が文部省から初めてCIEに提出されたのは、1946年11月14日の「教育基本法草案(Draft of the Educational Fundamental Law)」であり、この草案は、教育刷新委員会の第13回総会に提出された「教育基本法案要綱案(参考案)」を英訳したものである。この他にも、上記の草案のうち、教育行政条項等を修正し、改めて文部省案としてCIEに提出された「教育基本法草案・第二案(Draft of the Fundamental Law of Education)」(1946年11月)や、教育刷新委員会の建議等を踏まえ、CIEが上記の草案に加筆・修正を行って文部省に示した「教育基本法・修正案(Basic

Education Law-Proposed amended draft)」（同年12月）などがあり、この間の修正意見を踏まえ、1947年1月30日に再度文部省からCIEに提出された「教育基本法草案（Draft of the Fundamental Law of Education）」に至るまで、宗教教育条項には大幅な修正はなされていない²⁵⁾。したがって、同法案の段階で「宗教的情操の涵養」の文言が削除され、1947年教育基本法における宗教教育規定が現れるのは、同年2月10日に提出された「教育基本法草案（英訳も左記に同じ）」において初めてである。

一方で、学習指導要領の作成は、1946年7月に文部省に組織された教育課程委員会で検討が始められ、同委員会では、同年9月末までに学習計画の元となる基本原則が策定されるとともに、「どのようなタイプの学校であっても、同じ学年ではこのCourse of Studyと同一内容の教科書を使用する」との方針の決定もなされ、以降、各教科ごとの作成が進められることとなる²⁶⁾。そして、1946年12月末までにCIEに提出された（この点、松崎寿和「社会科十年に感あり」日本社会科教育研究会『社会科研究第7号』（1959年）35-36頁参照）この『学習指導要領・社会科編II（試案）』における宗教教育の規定において、1947年教育基本法第9条第1項の原案となる記述を見つけることができる。『学習指導要領・社会科編II（試案）』のもととなったヴァージニア・プランにおいては、学校教育における宗教の取り扱い方を含め、宗教教育の意義とその必要性が指摘されており²⁷⁾、この意味で、杉原の、『学習指導要領・社会科編II（試案）』と最終的な「教育基本法草案」との相関関係についての指摘は示唆的である。

杉原の法解釈の特徴は、教育基本法の立法過程、とりわけ、「教育基本法草案」の1月30日案から2月10日案への推移に着目し、条文の修正過程を、単に、議事録等にもとづいて文理的に解釈しようとするのではなく、立案の着想をどこに求めるのかを実証的に捉えようとする点である。こうした杉原の姿勢は、そもそも学校教育には、教育基本法草案から削除された宗教的情操の涵養を含む宗教教育を行うことが求められ、こうした宗教教育が、特定宗教を媒介することなしになしうることを、同法の制定過程からも論証しようとするものである。そして、教育基本法の宗教教育規定が、「特定宗教のための」と限定して宗教教育を禁じていることから、上記のような解釈こそが、日本国憲法における政教分離原則の正当な具体化であるという結論を導く²⁸⁾。

この杉原の法解釈を立法者意思の側面から補強しうるのが、「教育根本法」を起草した当時の文相田中耕太郎の理論である。上述したような山口や杉原の教育基本法の制定過程に関する実証的な研究に対して、田中は、1947年教育基本法の提案者として、『教育基本法の理論』を、立法者意思を表明する観点から説いている²⁹⁾。先述のとおり、1947年教育基本法の原案は、第3回の教育刷新委員会で提示された「教育基本法案要綱案（参考案）」であり、この案は、文部省官房審議室が作成したものだが、この官房審議室案は、文相であった田中耕太郎の強い意向を受け、官房審議室参事に就任した東京帝国大学教授田中二郎を中心に作成が進められたものであり、この側面からも、田中耕太郎の意向を強く反映するものであった³⁰⁾。

田中耕太郎は、1947年教育基本法における宗教教育規定を、「憲法の宗教に対する態度を一歩すすめて、教育の面において具体的に宣明した」ものであり、「憲法に潜在する宗教に対す

る好意的中立主義が教育基本法によって明瞭にせられた」ものであるとする³¹⁾。そして、この「好意的中立主義」の精神が、例えば、民法第34条の公益法人設立に係る宗教の取り扱い規定（2006年の民法改正により、当該の規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第4条等へ移行）や刑法第188条の礼拝所不敬及び説教等妨害規定などに宗教への「好意」が表象されることを理由に、法体系における整合性の観点からも、日本国憲法は、「宗教一般に対して敵対的態度をとってはいない」のであり、「少なくともそれは無神論的・唯物主義的世界観に立脚しているものとはいえない」³²⁾として、マルクス主義的な法解釈を否定したうえで、「中立主義と平等取り扱い主義を害しない範囲において」、宗教が果たして来た歴史的な役割やそこに培われてきた文化を学校教育において教授することは、学校教育の目的に照らしても必要であり、当条項はそれを「奨励」する規定であるとの解釈を示している³³⁾。

このような山口と杉原＝田中の法解釈の相違に代表されるように、公教育の宗教的中立性をめぐる争点は、1980年代に至るまで、宗教教育の是非をめぐる二項対立的な論争に焦点化され、宗教知識教育や宗教的情操教育の必要性を主張する保守勢力に対し、日本国憲法における政教分離原則を盾にそれに対抗しようとする教育学や教育法学といった学界勢力との対立の構図のなかで、激しい論争が展開されることとなった³⁴⁾。

(2) 公教育の宗教的中立性をめぐる教育裁判の展開

こうした1980年代までの宗教教育論は、公教育における「宗教」の取り扱いに関する抑制作用として働き、子どもや親の「信教の自由」を保障するためには、厳格な政教分離原則が維持されるべきであるという意味で、樋口のいう「順接続」の関係に立つものであったと見ることができるといえる。

しかしながら、1980年代以降、憲法訴訟における新たな争点を提起した「日曜日参観訴訟」や「剣道実技拒否事件」を契機として、学校教育の内容と子どもの「信教の自由」とが対峙する際、公教育の宗教的中立性は、どこまでの寛容さが求められるのかという点に争点は推移していく（「順接続」の関係から「逆接続」の関係への類型の変容）。

1) 「日曜日参観訴訟」と欠席権

「日曜日参観訴訟」は、東京都江戸川区内の公立小学校に通っていた児童が、信仰する教会の日曜学校に出席し、小学校で日曜日に開催された授業参観を欠席した結果、学校側が指導要録に「欠席」と記載し、かつ、代替授業を設定するなどの措置を講じなかったため、「欠席」と記した当該行政処分を取り消し等を求めて提訴された事件である³⁵⁾。この事件における争点は、宗教的理由にもとづく授業の欠席が認められうるのか否かという点であり、その際、1947年教育基本法第9条に規定された公教育の宗教的中立性が、どのように定義づけられるのかという点であった。

この判決で、裁判所は、学校教育における指導要録の目的は、「もっぱらその後に児童を担任する教師らのためにその児童の出欠状況についての情報を提供するためのもの」であり、こ

こに「欠席」を記載することは単なる事実行為である以上、事件で問題となった「欠席」記載処分が、児童の権利を侵害しているとはいえない旨を判示した³⁶⁾。

また、①小学校が所在する学区においては、サラリーマン家庭が多いという地域の特性からも、日曜日に授業参観を行うことは「必要かつ適切な措置」であり、その裁量は学校長に委ねられていること、②宗教的理由によって個別の児童の授業日に差異を生じさせることは、1947年教育基本法に規定される公教育の宗教的中立性の趣旨に反すること、③指導要録への「欠席」記載処分は、児童にとって軽微な不利益にとどまり、「受忍すべき範囲内にある」こと、そして、④同教育基本法第9条第1項は、「宗教的活動の自由に教育に優先する地位を与えたり、その価値に順序づけをしようとするものではな」く、山口のいう「宗教的価値相対主義」の理念にもとづいて、欠席処分の取り消しといった特定の宗教に個別に対応する措置を講じることを避け、その価値判断を行わない趣旨を意味するものと判断し、学校側の処分を適法なものとした。

この事件は、わが国の教育裁判において、公教育の宗教的中立性をめぐる「差異への権利」が争われた初めての訴訟であり、児童ら原告側からは、アメリカの合衆国憲法修正第1条の国教樹立禁止と信教の自由条項をめぐる判例をもとにした当該国家行為に対しての違憲審査基準が示されるなど、それまでの同条項に関する争点とは大きく様相を異にする論争が提起された³⁷⁾。訴訟の過程で、アメリカやフランスの近代公教育法制の確立の過程において、親の宗教教育の自由と国家による宗教教育の否定は、公教育の宗教的中立性を意義づけるうえで相即的なものであり、この事件のように、国家の脱宗教的な行政処分が問題とされる場合には、子どもに対しての特別な「考慮」の義務が課されるべきであるとする学説が改めて注目を集める³⁸⁾などの論議を呼んだものの、この判決は、学説によっても概ね支持され³⁹⁾、宗教的理由による「欠席権」の議論への関心は高まらなかったといえる⁴⁰⁾。

2) 「剣道実技拒否事件」と代替措置

「日曜日参観訴訟」における公教育の宗教的中立性に関する議論が再び注目されるのは、1990年代に提起された「剣道実技拒否事件」においてである。この訴訟において、「日曜日参観訴訟」の判旨に示された、公教育が宗教的中立性を堅持するためには、宗教的価値に無関心を装うことによって公平な取り扱いが実現されるという論法は、新たな判断を迫られることとなる。

剣道実技拒否事件は、公立の高等専門学校に通う学生が、宗教的な理由から、当該学校で必修科目となっている剣道の実技の受講を拒否し、そのことを理由として単位が認定されなかったため原級留置・退学処分が下された事案において、宗教的理由によって剣道実技を拒否したことを理由とする当該処分が、学生の学習権や信教の自由を侵害するものであるとして、当該処分の取り消しを求めて提起された行政訴訟である⁴¹⁾。

原告である学生側は、「彼らはその剣を鋤の刃に、その槍を刈り込みばさみに打ち変えなければならなくなる。国民は国民に向かって剣を上げず、彼らはもはや戦を学ばない」という教義に基づいて「剣道」実技の時間には準備体操のみに参加し、実技の授業を見学したうえで、その代替としてレポートの提出を申し出た。しかし、学校側はレポートの受領を拒否し、この

結果、当該科目の単位が認定されなかったため、原告側は、①宗教的理由にもとづいて学校教育の一部を履修できない場合、それに代替する措置を講じることなく、結果として、原級留置の処分を下したことは裁量権の逸脱であること、また、②宗教的理由にもとづいて授業の一部を履修できない場合に学校側が代替措置を講じなかったことは、日本国憲法で保障された「宗教の自由」等の保障の原則に反すると主張した。

一方で、学校側の主張は、原告学生に対して代替措置を講じた場合、当該の宗教を優遇することとなり、政教分離原則を規定した日本国憲法第20条および1947年教育基本法第9条に反すること等になることを理由に処分の正当性を主張したため、こうした代替措置を講じることが、公教育の宗教的中立性に反することになるのか否かが主要な争点となった。

最高裁は、原告の主張を認め、代替措置を講じず、原級留置・退学処分を下した学校側の処分を、「社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超えた違法なもの」と判断し、処分を取り消す旨を決定した。判決では、代替措置を講じることが政教分離原則に反するか否かという点について、「信仰上の真摯な理由から」剣道実技に参加することができない学生に対し、代替措置を講じることが、「その目的において宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するものということとはできず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるともいえない」という政教分離原則に関する違憲審査基準としての目的・効果基準⁴²⁾を適用して、代替措置を講じることが政教分離原則違反には該当しないとの判断を示した。

そのうえで、国公立学校において、「学生の信仰を調査・詮索し、宗教を序列化して別段の取扱いをすることは許されない」ものの、「学生が信仰を理由に剣道実技の履修を拒否する場合に、学校が、その理由の当否を判断するため、単なる怠学のための口実であるか、当事者の説明する宗教上の信条と履修拒否との合理的関連性が認められるかどうかを確認する程度の調査をすることが公教育の宗教的中立性に反するとはいえない」と判断し、代替措置の必要性を判断する際に、代替措置の要求が真に宗教的理由にもとづくといえるか否かの判断を学校側が行ったとしても、公教育の宗教的中立性に反するものではないとの解釈を示した。

アメリカの判例理論においても、何が宗教であるか否かの司法判断は困難で、その際には、裁判において「真摯さ(sincerity)」が実質的なチェック・ポイントとされており⁴³⁾、この事件の争点もまた、「真摯な」宗教的理由にもとづく学生の代替措置の申し出を認めず、原級留置・退学処分を下した学校長の判断が裁量権の逸脱といえるか否かという構図で処分の正当性が争われたという点で、ここでは、公教育の宗教的中立性が、代替措置を認めるか否かの「調査」を容認する原則として位置づけられているに過ぎない⁴⁴⁾。

しかしながら、宗教的理由にもとづく公教育に対しての代替措置の要求が、違憲審査基準としての目的・効果基準に照らして、政教分離原則に反するか否かが問われたこの事案は、当該国家行為に対して、例外的に、また個別の事案に応じた政教分離原則の緩和を求める構図で争われたという点で、ここに、樋口のいう両者の「逆接続」の関係を見てとることができる。

- ¹⁾ レジス・ドゥブレ＝樋口陽一＝三浦信孝＝水林章著『思想としての〈共和国〉』（みすず書房, 2006年）13頁参照。
- ²⁾ 樋口陽一『憲法という作為「人」と「市民」の連関と緊張』（岩波書店, 2009年）26頁。政教分離原則を、信教の自由の保障を強化するための制度的保障として捉える見解は、今日の学説において通説的な地位を占める（田上譲治「宗教に関する憲法上の原則」清宮四郎＝佐藤功編『憲法講座（2）』（有斐閣, 1963年）135頁、芦部信喜編『憲法Ⅱ人権（1）』（有斐閣, 1978年）346頁〔種谷春洋執筆〕、橋本公亘『日本国憲法〔改訂版〕』（有斐閣, 1988年）233頁等参照）。また、判例も、津地鎮祭訴訟において、「国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである」として、政教分離原則を制度的保障として捉える姿勢を示している（最大判昭和52年7月13日、民集第31巻第4号533頁）。もっとも、この判決では、憲法第20条第2項を狭義の信教の自由を保障する人権規定と捉えるのに対し、その制度的保障を果たす第3項において、国家と宗教との分離にはおのずと限界があり、両者が一定の関わりを持つことはやむを得ないことであるとして、第3項で禁止される「宗教的活動」と、第2項で保障される「宗教上の行為」等とは峻別され、前者は限定的に捉えられるべきであるとする見解が示された。しかし、同判決において付された反対意見のように、こうした理解では国家と宗教との容易な結びつきを容認することになるとして、第3項で禁止される「宗教的活動」は、より広く解釈されるべきであるとの批判も学説において根強い（例えば、芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論（1）〔増補版〕』（有斐閣, 2000年）148-150頁等参照）。
- ³⁾ この点については、大石眞『憲法と宗教制度』（有斐閣, 1996年）41-82頁、小泉洋一『政教分離と宗教的自由』（法律文化社, 1998年）176-183頁等参照。
- ⁴⁾ 柴沼真「公立学校における『宗教教育』－論争点の整理と課題－」大阪成蹊大学研究紀要第2巻第1号（2004年）121-122頁参照。
- ⁵⁾ 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会議録第1巻』（岩波書店, 1995年）43-64, 233-285頁参照。
- ⁶⁾ 同上『教育刷新委員会・教育刷新審議会議録第6巻』（1997年）17-45頁参照。同要綱案（参考案）の原案となるのは、この点に関する諮問を受けた同委員会第一特別委員会の第3回目の会議（1946年9月27日）において提示された文部省官房審議室案である（この経緯については、勝野尚行『教育基本法の立法思想』（法律文化社, 1989年）212-214頁に詳しい）。この官房審議室案の方針は、すでに同特別委員会の第2回目の会議（同9月25日）において、文部次官（次官＝現在の事務次官）山崎匡輔によって提示されており、同特別委員会の主査羽浜了諦や芦田均（委員）らによって了承されている（同上『教育刷新委員会・教育刷新審議会議録第6巻』32-35頁）。同特別委員会には、第3回目の会議に副委員長の南原繁と文部大臣の田中耕太郎が、第8回目の会議には文部省官房審議室参事の田中二郎が出席しており、後に彼らは、宗教教育規定に関する法解釈論争において、立法者意思の代弁者として、一定の影響力を有することとなった。
- ⁷⁾ 鈴木英一編『資料教育基本法30年 教育基本法文献選集別巻』（学陽書房, 1978年）141頁参照。
- ⁸⁾ 前掲注6）『教育刷新委員会・教育刷新審議会議録第6巻』177-182頁参照。
- ⁹⁾ この点については、貝塚茂樹「占領期における『宗教的情操』教育論議についての検討－教育刷新委

員会の論議とCIEの認識を軸として—]明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育史研究第14号』(2000年)17-30頁参照。

- ¹⁰⁾ この経緯については文部科学省のWEBサイトでも確認することができる(http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_09.htm) (2010/12/12) 参照。
- ¹¹⁾ 辻田力=田中二郎監修、教育法令研究会著『教育基本法の解説』(国立書院, 1998年)121-123頁参照。
- ¹²⁾ 山口和孝「宗教教育」永井憲一編『基本法コンメンタール教育関係法』(日本評論社, 1992年)59頁
- ¹³⁾ 大日本帝国憲法は、第28条で「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」ことを規定しており、その解説書において、これが「国教を以て偏心を強ふる」ことを斥ける趣旨であることが示されている(伊藤博文著、宮澤俊義校注『憲法義解』(岩波書店, 1940年)59頁)など、明治期の政教関係について、当時の有力な学説(美濃部達吉や佐々木惣一等)は、政教分離原則を採っていると理解するのが主流であった(この点、大石・前掲注3)『憲法と宗教制度』232頁参照)。
- ¹⁴⁾ 杉原誠四郎『日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育— [増補版]』(文化書房博文社, 2001年)77-80頁
- ¹⁵⁾ 山口和孝「宗教問題と教育法」日本教育法学会編『講座現代教育法1 教育法学の展望と21世紀の展望』(三省堂, 2001年)232頁
- ¹⁶⁾ 山口・前掲注12)「宗教教育」59頁。山口は、佐藤功の学説(『日本国憲法概説(第二版)』(学陽書房, 1983年)163頁)をもとに、この学説が、宮澤俊義や佐藤幸治の学説と同義のものであり、こうした「厳格分離説」が憲法学における通説であることを自説の根拠の一部とする(なお参照、山口和孝「戦後の宗教と教育をめぐる争点と課題」日本教育学会『教育学研究第65巻第4号』(1998年)32-34頁)。しかしながら、確かに「厳格分離説」が憲法学における通説であるとしても、このことは同時に、政教分離原則が、「国家と宗教とのかわり合いを、いかなる形態のものであれ、すべて排除する趣旨の原則ではない」と捉える憲法学の通説(芦部・前掲注2)『憲法学Ⅲ人権各論(1) [増補版]』151頁参照)および判例(前掲注2)津地鎮祭訴訟大法廷判決)の立場と一体的に理解されるべき事柄であり、「厳格分離説」を根拠に、上記のような教育基本法の解釈を導くことには難があるように思われる。
- ¹⁷⁾ 山口和孝『子どもの教育と宗教』(青木書店, 1998年)54頁
- ¹⁸⁾ 山口・前掲注12)「宗教教育」59-60頁
- ¹⁹⁾ 柴沼・前掲注4)「公立学校における『宗教教育』—論争点の整理と課題—」128頁
- ²⁰⁾ 杉原誠四郎=大崎素史=貝塚茂樹著『日本の宗教教育と宗教文化』(文化書房博文社, 2004年)134頁
- ²¹⁾ この点は、勝野・前掲注6)『教育基本法の立法思想』185-243頁参照。
- ²²⁾ 杉原・前掲注14)『日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育— [増補版]』77-120頁。当条文書の第一次資料である、国立教育政策研究所蔵の『辻田力文書(教育基本法の部)』で、当条文書は、「This significance of religious life in society and history, and attitude of religious tolerance should be highly valued in education」と綴られており、教育基本法案の策定段階において、「and history」

が翻訳されなかった点について、杉原は、日本国憲法との整合性を意識した文部省側の「遠慮」であるとの見方を示している（同上書 120 頁）。

- ²³⁾ 例えば、木村博一「中等社会科教育課程成立史研究（Ⅱ）－『学習指導要領社会科編Ⅱ（試案）』の各単元の主題と 1941 年版中等用及び 1943 年版初等用（第 7 学年）ヴァージニア・プランの各単元の主題との相関関係－」愛知教育大学研究報告第 38 号（1989 年）1-12 頁等参照。
- ²⁴⁾ 杉原・前掲注 14)『日本の神道・仏教と政教分離－そして宗教教育－ [増補版]』113 頁
- ²⁵⁾ この点については、鈴木英一『日本占領と教育改革』（勁草書房、1983 年）270-279 頁参照。
- ²⁶⁾ See Joseph C. Trainor, *Educational reform in occupied Japan: Trainor's memoir*, Meisei University Press, 1983, pp.123-126. なお、学習指導要領に関しては、1947 年 3 月 28 日に開かれた第 29 回の教育刷新委員会総会において、Course of Study をもとに作成されている旨が答弁されている（『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録第 2 巻』（1995 年）241-243 頁）。
- ²⁷⁾ 杉原・前掲注 14)『日本の神道・仏教と政教分離－そして宗教教育－ [増補版]』98-104 頁
- ²⁸⁾ 同上書 75-77 頁
- ²⁹⁾ 田中耕太郎『教育基本法の理論』（有斐閣、1961 年）11-13 頁
- ³⁰⁾ 鈴木・前掲注 25)『日本占領と教育改革』269-270 頁参照。
- ³¹⁾ 田中・前掲注 29)『教育基本法の理論』582 頁
- ³²⁾ 同上書 582 頁
- ³³⁾ 同上書 583-584 頁
- ³⁴⁾ 山口・前掲注 16)「戦後の宗教と教育をめぐる争点と課題」32-33 頁
- ³⁵⁾ 事件の概要と、訴訟における提出資料等について、高柳信一「〈資料〉日曜日授業と宗教の自由」専修法学論集第 43 号（1986 年）197-217 頁参照。
- ³⁶⁾ 東京地判昭和 61 年 3 月 20 日（＝確定）、判例時報 1185 号 69 頁
- ³⁷⁾ 山口和孝「宗教的理由による参観授業の欠席の自由－日曜日訴訟」兼子仁編『別冊ジュリスト教育判例百選（第三版）』（有斐閣、1992 年）44-45 頁参照。
- ³⁸⁾ 兼子仁『教育法（新版）（OD 版）』（有斐閣、2004 年）209-210 頁参照。
- ³⁹⁾ 判決における 1947 年教育基本法第 9 条の解釈を支持するものとして、山口・前掲注 37)「宗教的理由による参観授業の欠席の自由－日曜日訴訟」45 頁、内野正幸『教育の権利と自由』（有斐閣、1994 年）151 頁、坂田仰「宗教的理由による学校授業欠席の自由－日曜日授業参観事件」芦部信喜＝高橋和之＝長谷部恭男編『別冊ジュリスト憲法判例百選Ⅰ』（有斐閣、2000 年）95 頁等がある。この判決は、学説によっても概ね支持されているが、とりわけ、公法学説の多くがこの判決を支持するのは、この事件で問題となる欠席処分が、児童らの権利義務に直接法律上の影響を及ぼすことのない「事実行為」であり、行政事件訴訟法第 3 条第 2 項の「処分」性を満たさない（最一小判昭和 39 年 10 月 29 日、民集第 18 卷第 8 号 1809 頁）ものと判断した行政事件訴訟法上の手続を正当なものとして見なすため、必ずしも、教育基本法の厳密な解釈においてのみではない点にも留意する必要がある。この判決に関連しては、アメリカ連邦最高裁判例において、解放時間計画に基づいて校外での選択的宗教教育を合憲と判断したゾウラーク対クロズン事件（*Zorach v. Clauson*, 343 U.S. 306, 317-318

(1952) がしばしば引き合いに出される。

⁴⁰⁾ 宗教的理由にもとづく「欠席権」をめぐる問題は、フランスでも、とりわけ1980年代以降、顕在化するようになった。この問題について、1980年代の国民教育省の通達では、学校長に対して、欠席許可を与えることを認める旨の方針が示されている一方、行政最高裁判所であるコンセイユ・デタは、1995年4月14日の判決で、それが各学校長の裁量権の範囲内で認められうる事柄であり、権利として確立しているものではないとの判断を示している (*Revue française de droit administratif*, 1995, p.585.)。

⁴¹⁾ 最三小判平成8年3月8日、民集第50巻第3号469頁

⁴²⁾ 目的・効果基準とは、国家と宗教との関わり合いが政教分離原則に反するか否かを判断するための基準として、アメリカの判例理論として確立した違憲審査基準である。その構成要素は、第一に、当該国家行為の「目的」が世俗的であること、第二に、国家行為が特定の宗教を援助、助長し、または抑圧するものではないこと、第三に、国と宗教とのあいだに過度の関わり合いがないことであり(芦部・前掲注2)『憲法学Ⅲ人権各論(1)[増補版]』165頁)、津地鎮祭訴訟大法廷判決のほか、愛媛玉串料訴訟(最大判平成9年4月2日、民集第51巻第4号1673頁)等、判例に広く用いられている。

⁴³⁾ この点については、中村睦男＝常本照樹著『憲法裁判50年』(悠々社、1997年)139頁参照。

⁴⁴⁾ この点で、近年では、この事件が、学校長の「裁量権」という行政裁量の問題としてではなく、本来、人権論として争われるべき事案ではなかったかとの疑義が提示されている(宍戸常寿「人権論と裁量権」日本公法学会『公法研究第71号』(2009年)100-106頁)点が注目される。